

ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型) 現在の運用状況について

2016年3月10日

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当ファンドに寄せられるよくあるご質問について、お答えいたします。

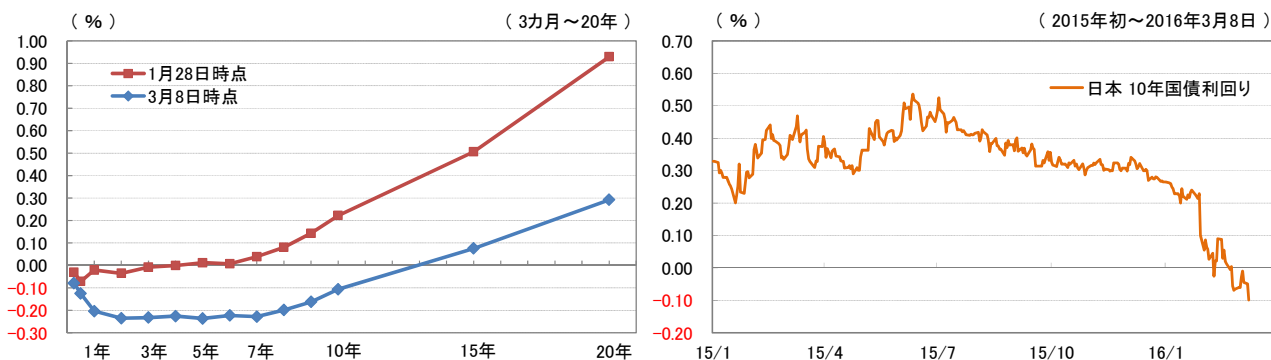
Q1 日本国債市場の現状と今後の見通しについて教えてください。

【日銀によるマイナス金利導入後の市場動向】

1月28日～29日に開催された金融政策決定会合において、日銀は新たに「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入し、政策変更の発表直後から全ての年限で急激な金利低下が起りましたが、2月以降も国内債券市場では金利低下の流れが継続しています。

長期金利(10年国債利回り)は株安・円高の進行を受けて、2月上旬から低下基調となり、2月9日にはわが国初のマイナス利回りを記録しました。その後、急激な金利低下の反動から長期金利は上昇に転じましたが、2月後半からはプラス利回りが残る超長期国債への需要が高まったことに連れて、長期金利も再びマイナス圏に低下し、3月8日には過去最低となるマイナス0.10%程度となりました。

(ご参考) イールドカーブおよび10年国債利回りの推移



※イールドカーブとは、債券の償還期間(残存年数)の異なる利回りを線で結びグラフ化した利回り曲線のことで。

(出所)ブルームバーグより大和投資信託作成

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00～17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

【今後の見通し】

国内の経済環境につきましては、内需・外需ともに明確な景気のけん引役が存在しない状況が続いていることから、景気回復のスピードは今後も緩慢な状況が続くものと想定しています。また、物価動向につきましては、昨年までのエネルギー価格下落の影響が一巡してくるものの、消費者物価指数の前年比上昇率は辛うじてプラス圏での推移にとどまる見込みで、物価上昇率が日銀の目標である前年比プラス2%の水準に達するには相当に時間を要するものと考えています。

こうしたぜい弱な経済環境に加えて、為替・株価の水準が日銀の意図に反して、マイナス金利導入時と比べて依然として円高・株安方向に振れた水準にあることから、日銀は将来的に追加金融緩和による利下げ（マイナス金利の幅を拡大）を実施する可能性が高いと考えています。実際に2年国債利回りはマイナス付利（金融機関が保有する日銀当座預金の一部に適用されるマイナス金利）の水準を下回っており、将来的な追加利下げを織り込んだ状態にあります。加えて、従来の「量的・質的金融緩和」の部分につきましても、日銀がこれまで通り巨額の国債買い入れを継続することから、日本国債の需給はひっ迫した状況が続き、今後も市場全体に金利低下圧力が掛かりやすい状況が続くものと想定しています。

Q2 マイナス金利になってしまいましたが、当ファンドの基準価額は影響を受けますか。また、基準価額が下落するのはどのような場合ですか。

当ファンドでは保有する日本国債を時価評価しており、日々の金利変動などに応じて債券価格が変動することから基準価額も変動いたします。今回の日銀によるマイナス金利導入を受けて日本国債の金利は低下したため、基準価額は上昇しました。今後金利が上昇した場合の保有国債の値下がり損や運用管理費用、分配金の支払いなどが、獲得したファンドの収益を上回れば、基準価額は下落することになります。

Q3 ポートフォリオの現状はどうなっていますか。

当ファンドが投資するマザーファンドは、日本国債のみで運用を行っており、残存0年～15年までの残存1年ごとの組入比率がほぼ均等となるようなラダー型ポートフォリオを構築しています。2月29日時点で、ポートフォリオの最終利回りはマイナス0.1%程度、直接利回りは2.0%程度、修正デュレーションは7.5程度となっております。

Q4 ポートフォリオ利回りの低下により、収益率が信託報酬以上に低くなってしまうことはありませんか。

これまでの金利低下(債券価格の上昇)によって基準価額が上昇した結果、現時点では、今後イールドカーブが一定で変化しないと仮定した場合に得られる将来的なファンドの収益^(注)は、信託報酬率を下回る水準まで低下していると判断しています。

この結果、当ファンドの基準価額の動きは、インカム収入の積み上げおよびロールダウン効果の収益によって上昇する部分が期待できなくなりますが、前述のようにさらなる利下げによって長期金利が一段と低下することで、債券の値上がり益を獲得できる機会はあると考えています。

(注) インカム収入にロールダウン効果の収益を加えたものを指します。ロールダウン効果とは、債券の償還期間(残存年数)が短くなることで利回りが低下した場合に、利回りの低下に伴い債券価格が上昇することです。

Q5 マイナス金利を受けて、今後分配金はどうなりますか。現在の水準は続くのですか。

分配金額につきましては、基準価額や分配対象額の水準、ポートフォリオ利回り、市場環境、その他の点を総合的に勘案した上で収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定いたします。なお、第115期(2016年2月10日)における分配対象額(分配金支払い後)は、1,067円となっております。

Q6 組入年限の長期化(15年よりも長い年限の債券の組み入れ)は行わないのですか。

約款などに定められた運用の基本方針に従って運用を行っており、現時点で組入年限の長期化など運用方針の変更を行う予定はありません。

Q7 今後、日本国債に投資する際のプラス要因とマイナス要因にはどのようなことがありますか。

＜プラス要因＞

- ◆ ぜい弱な経済環境(緩慢な景気回復ペースと、原油安などによる物価上昇率の鈍化)
- ◆ 良好な需給環境(日銀による巨額の国債買い入れの継続と、税収増などによる国債発行額の減額)
- ◆ 追加金融緩和観測(日銀は必要に応じてマイナス金利の水準を引き下げる方針を示唆)

＜マイナス要因＞

- ◆ マイナス金利導入の弊害(マイナス金利の導入が従来の「量的・質的金融緩和」の遂行を妨げる可能性)
- ◆ 債券市場の不安定化(市場参加者の減少による流動性の低下やボラティリティ(価格変動率)の上昇)

Q8 今後、買付・換金の停止などは予定されていますか。

現時点では、買付・換金の停止などは予定しておりません。

以上

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

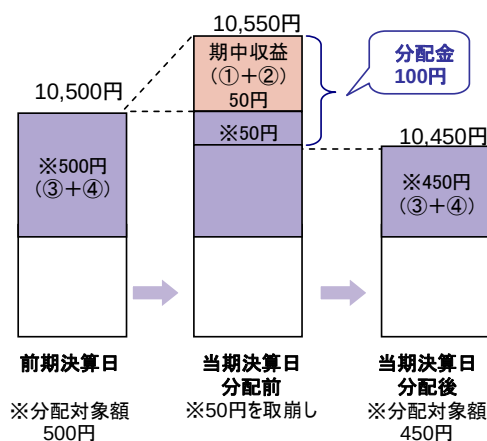
投資信託で分配金が支払われるイメージ



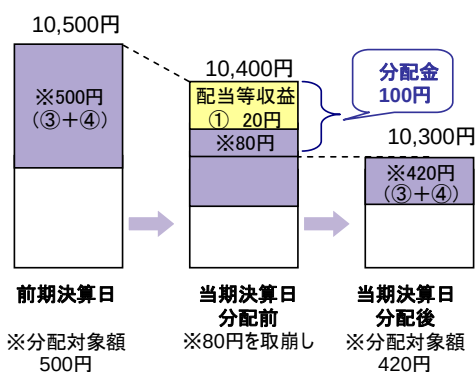
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



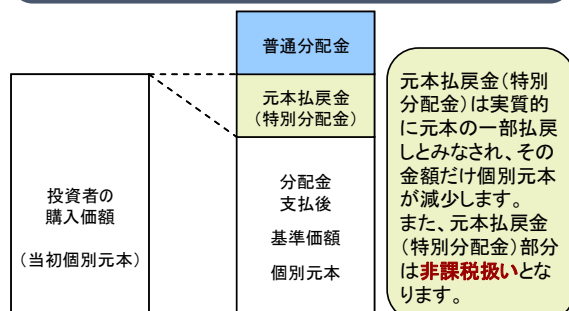
前期決算日から基準価額が下落した場合



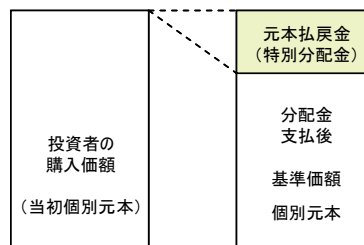
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- わが国の国債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. わが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
 - 原則として、最長 15 年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。このような運用手法を等金額投資（ラダー型運用）といいます。
 - 等金額投資（ラダー型運用）について
債券の残存期間ごとに等金額の投資を行ない、常にラダー（はしご）の形の満期構成になるようにする運用手法です。
 2. 毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
 3. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
 - マザーファンドは、「ダイワ日本国債マザーファンド」です。
- ※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉1.08%(税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 0.756% (税抜 0.7%) 以内	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
	前記の運用管理費用(年率)は、毎期、前計算期間終了日における新発 10 年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 新発 10 年国債の利回りが イ. 2%未満の場合 年率 0.324%(税抜 0.3%) ロ. 2%以上 3%未満の場合 年率 0.432%(税抜 0.4%) ハ. 3%以上 4%未満の場合 年率 0.540%(税抜 0.5%) ニ. 4%以上 5%未満の場合 年率 0.648%(税抜 0.6%) ホ. 5%以上の場合 年率 0.756%(税抜 0.7%)	
その他の費用・手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○		
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○		
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミ テッド(銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第622号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○		
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○			
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○			
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○			
株式会社島根銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○		
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社大正銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第19号	○			
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○		
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○	○		
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○	○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○		
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第52号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○		

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○		
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○		○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○		
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○		
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○		○	
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○		○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○		
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○		
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		○	○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○		○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第197号	○			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○		○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○		○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。